

新宿区の地域防災計画を修正しました

東日本大震災の教訓を踏まえ、区は、避難所の設置・運営、帰宅困難者対策、備蓄の充実等の7項目を緊急検討課題として、平成23年度に地域防災計画を修正しています。また、東京都は、平成24年4月に首都直下地震等の被害想定を見直し、同年11月には、都の地域防災計画を大幅に修正しています。

首都直下地震に備えるため、被害を最小限に抑え、早期復興を可能とする減災社会づくりに向けた総合的かつ計画的な取り組みが強く求められています。

今回、区は、24年4月に都が見直した被害想定で明らかになった課題を十分に踏まえるとともに、同年11月に修正された都の地域防災計画との整合性を確保し、より機能的な計画とするため、平成25年度第2回新宿区防災会議で、区の地域防災計画を修正しました。

※地域防災計画の概要版は、危機管理課、区政情報センター（本庁舎1階）、特別出張所で12月20日（金）から配布します。また、本編は26年1月中旬以降に危機管理課、区立図書館でご覧いただけます。いずれも新宿区ホームページで公開します。

【問合せ】危機管理課危機管理係（本庁舎4階）☎(5273)4592・☎(3209)4069へ。

今回の計画修正のポイント

- ▼施策ごとの課題や到達目標を明示することで、防災関係機関や区民との共通認識を醸成し、各主体による防災対策を促進します。
- ▼地域の防災力の向上や安全な都市づくり等の施策ごとに、予防・応急・復旧等の災害のフェーズ（段階）に応じて対応策を構築しました。
- ▼より機能的な計画となるよう、発災後の対応手順を明確化するなど、施策の内容を充実・強化しました。
- ▼都の新たな減災目標の設定に伴い、区も減災目標を新たに設定しました。

減災目標の修正 ★★☆☆

24年4月に見直された被害想定で明らかになった重大な被害を抑制するため、都は具体的な目標を掲げて対策を推進することとし、都の地域防災計画で新たな減災目標を設定しました。

都と一体となって効果的な対策を推進するため、区でも新たな減災目標を定めました。

目標1 最大死者数を約6割減

建物全壊や地震火災等を原因とする最大死者数約290人を、約6割減の約120人にする。

目標2 避難者数を約4割減

住宅の倒壊や火災による避難者（発生から1日後のピーク）約7万7千人を、約4割減の約4万6千人にする。

目標3 建築物の全壊・焼失棟数を約6割減

揺れ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失約5千900棟を、約6割減の約2千400棟にする。

減災目標の実現に向けて ★★☆☆

行政機関だけではなく、地域のさまざまな主体が防災対策に積極的に参画・協働する取り組みを強化し、区民の皆さんの「自助」「共助」の意識を高め、自主防災組織、消防団等の地域防災力の向上を図ります。

また、次の主な対策への取り組みをはじめ、地域防災計画に定めた施策を総合的に推進することにより、10年以内の減災目標の達成を目指します。

- ▼新宿区耐震改修促進計画に基づく民間建築物の耐震促進事業
- ▼家具類の転倒・落下・移動防止対策
- ▼救出・救護体制の強化
- ▼防災まちづくり対策
- ▼消防力の充実・強化
- ▼区民や事業所の火災対応力の強化
- ▼情報伝達体制の充実

第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設 12月は22日 【開設時間】午前9時～午後5時

【開設場所】区役所本庁舎1階（国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置）
※本庁舎1階の出入口をご利用ください。

取り扱い事務

必要書類や本人確認書類（代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類）等がないと、届け出や証明書等の交付ができない場合があります。事前に必ず担当係へお問い合わせください。

※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

◎住民記録

▼転入・転出・転居・世帯変更の届け出（前住所地

の区市町村に確認が必要な場合は手続きできないことがあります。国外からの転入は取り扱いません）、▼外国人住民の住居地届（在留カードまたは特別永住者証明書（在留カード等へ切り替える前

の方は外国人登録証明書が必要）、▼住民票の写し、住民票記載事項証明書（請求できるのは、ご本人か同一世帯の家族のみ。広域交付住民票の写しは発行できません）、▼不在住証明書の交付、▼印鑑登録申請・廃止の届け出、▼印鑑登録証明書の交付（印鑑登録証（カード）が必要）、▼自動交付機の利用登録申請、▼住民基本台帳カードの申請・交付、▼特別永

住者に関する申請等
【問合せ】戸籍住民課住民記録係（本庁舎1階）☎(5273)3601へ。

◎戸籍

▼戸籍届書の預かり（届書の内容確認等は翌開庁日に行います）、▼火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、▼戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写しの交付（請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族（関係が確認できる書類が必要）のみ）、▼身分証明書、不在籍証明書の交付
【問合せ】戸籍住民課戸籍係（本庁舎1階）☎(5273)3509へ。

【問合せ】戸籍住民課戸籍係（本庁舎1階）☎(5273)3509へ。

◎区税

▼納税・課税（非課税）証明書の交付（申告等により税情報がある方のみ）
【問合せ】区税課課税係（本庁舎6階）☎(5273)4139へ。

【問合せ】区税課課税係（本庁舎6階）☎(5273)4139へ。

後期高齢者医療制度 入院時負担軽減 支援金の申請を

後期高齢者医療制度 入院時負担軽減 支援金の申請を

後期高齢者医療制度に加入している方が、医療機関に7日以上入院した場合、期間に応じて1万円～3万円を支給します（介護施設への入所は対象外）。

【入院期間と支給金額】

▼7日～60日：1万円、▼61日～120日：2万円、▼121日以上：3万円

※年度内（4月1日～翌年3月31日）に3万円を限度。新宿区の後期高齢者医療制度に加入した日以降の入院が対象です。

【申請】次の書類を高齢者医療担当課高齢者医療係が特別出張所へ。

▼入院期間が分かる病院等の領収書の原本（コピーは不可。窓口でコピーして原本はお返しします）

▼後期高齢者医療被保険者証

▼入院した方の口座の内容が分かる通帳等と印鑑（入院していた方が亡くなった場合は、相続人の口座の内容が分かる通帳等と印鑑）

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係（本庁舎4階）☎(5273)4562へ。